

#34 教唆犯・幫助犯（狭義の共犯）

第6章 共犯 ③／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

共犯の最後＝**狭義の共犯**（教唆犯・幫助犯）。効果の違い（正犯の刑 vs 必要的減輕）が核心。

軸：狭義の共犯が罰せられるのは、正犯を通じて法益侵害を惹起したから（因果的共犯論・#32）。教唆は**犯意そのものを生み出す**＝関与が重い→正犯の刑。幫助は**すでに固まった決意の実行を後押しするだけ**＝関与が軽い→必要的減輕。効果の差は、関与の質の差の裏返し。

1 61～64条

61条 ①人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。②教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。**62条** ①正犯を幫助した者は、従犯とする。②従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。**63条** 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。**64条** 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。

2 教唆犯（61条）

- ・ **教唆**＝まだ犯意のない者に、特定の犯罪の決意を生じさせること（既に決意した者への働きかけは心理的幫助）。
- ・ **成立要件4ステップ**＝①教唆行為 → ②正犯の実行行為（＋因果関係） → ③正犯結果の発生 → ④教唆の故意。
- ・ 効果＝**正犯の刑を科する**（法定刑が正犯と同じ）。
- ・ **正犯が現実に処罰されなくても共犯は成立／正犯者の宣告刑より重い宣告刑を共犯に科してもよい**（教唆・幫助とも短答頻出。61条1項＝最判昭25・12・19／63条＝幫助も同様）。
- ・ 教唆の故意＝**二重の故意**（決意を生じさせる認識＋その者が実行し既遂に至る認識）。
- ・ **間接教唆**（61条2項）＝教唆者を教唆した者も処罰。

3 幫助犯（従犯・62～63条）

- ・ **幫助**＝正犯の実行行為を容易にすること。**物理的幫助**（道具供与）／**心理的幫助**（助言・激励）。
- ・ 効果＝正犯の刑を**必要的に減輕**（63条）← 教唆との決定的な違い。
- ・ **幫助の因果性**＝正犯の実行を物理的・心理的に**促進・容易にしたこと**（「幫助がなければ結果が出なかった」という厳密な条件関係までは不要）。
- ・ **不作為による幫助**＝作為義務がある者が正犯の犯行を防がなければ幫助になりうる（構成要件の同価値性があれば肯定。#11不真正不作為犯の応用。判例＝選挙長が違法投票を制止しなかった事案）。

4 教唆犯 vs 幫助犯

観点	教唆犯（61条）	幫助犯＝従犯（62・63条）
行為	犯意のない者に決意を生じさせる	既に決意した正犯の実行を容易にする
刑の処理	正犯の刑を科する（同じ法定刑）	正犯の刑を必要的に減輕（63条）

5 重要論点

- ・ **未遂の教唆（アジャン・プロヴォカトゥール）**：最初から未遂に終わらせる意思で教唆。教唆の故意は既遂の認識を要するから、**既遂の故意を欠き不可罰**（通説。惹起説からの帰結）。※ 処罰根拠を正犯の墮落に求める責任共犯説からは可罰とする説もあり、争いがある。
- ・ **片面的共犯**：相手に知られず加担。**片面的幫助は幫助の類型で分かれる＝物理的（物質的）幫助は肯定**（道具供与等は相手の認識がなくても実行を容易にできる）／**精神的（心理的）幫助は否定**（助言・激励は被幫助者が幫助の存在を認識してはじめて実行が容易になるため）。**片面的共同正犯＝否定**（意思連絡がない）／**片面的教唆＝肯定**（通説。文理上否定する必要なし）。※ 呉 page136 まとめ表が「片面的幫助の処理の要点はしっかり記憶」と強調。
- ・ **間接幫助**（幫助者を幫助）＝可罰の傾向。

◆ 論文の型 | 幫助犯（従犯）

★コア規範（逐語で覚えるのはここだけ）

幫助犯（62条1項）は、①**正犯の実行を物理的・心理的に容易にする行為**があり、②それが正犯の実行を**促進・容易にした**という因果性をもち（結果との厳密な条件関係は不要）、③**幫助の故意**があり、④**正犯が実行に着手した**ときに成立し、刑は**正犯の刑を必要的に減輕する**（63条）。

復元キー（趣旨から再構成する鎖）

1. 処罰根拠＝正犯を通じた**法益侵害の促進**（因果的共犯論・#32の土台）
2. ①幫助行為＝物理的（道具供与）／心理的（助言・激励）の二態様

3. ②因果性＝「あれなければ結果なし」まで不要・**促進した**で足りる（促進的因果関係説）
4. ③幫助の故意＝自分の援助＋正犯の実行・結果発生認識（二重の故意）
5. ④**正犯が着手して初めて**幫助犯も成立（実行従属性）→効果は**必ず減輕**（63条）

フル論証（正本）

幫助犯（従犯。62条1項）は、①正犯の実行行為を物理的または心理的に容易にする行為があり、②それが正犯の実行を促進・容易にしたという因果性を有し（結果との厳密な条件関係までは不要）、③幫助の故意（自己の行為が正犯を援助すること＋正犯が犯罪を実行し結果が発生することの認識）が認められ、④正犯が実際に実行行為に着手したこと（実行従属性）が認められる場合に成立する。その刑は正犯の刑を必要的に減輕する（63条）。

【事例】 乙が住居に侵入して窃盗をしようとしていることを知った甲は、乙の犯行を容易にするため侵入用の合鍵を作って乙に提供し、乙はこれを用いて住居に侵入し財物を窃取した。

【問題提起】 自ら窃盗を実行していない甲に、窃盗罪の幫助犯（従犯）が成立するか。

【あてはめ】 甲の合鍵提供は、乙の住居侵入・窃盗を物理的に容易にする幫助行為であり（①）、現に乙はこれを用いて侵入・窃取しているから正犯の実行を促進したといえる（②）。甲は乙の窃盗の実行と結果発生を認識・認容していた（③）。現に乙が実行に着手し窃盗を遂げている（④）。よって甲に窃盗罪の幫助犯が成立し、その刑は正犯の刑を必要的に減輕する（63条）。

◆ 短答ひっかけ

- ・ 教唆＝**正犯の刑**（61）／幫助＝**必要的減輕**（63）。
- ・ 教唆は**犯意のない者**に決意を生じさせる（既に決意していれば心理的幫助）。
- ・ **未遂の教唆は不可罰**（既遂の故意を欠く・通説）。
- ・ **片面的幫助は物理的（物質的）なら肯定・精神的（心理的）なら否定**／片面的共同正犯は否定。
- ・ 共犯は**正犯が現実に処罰されなくても成立**／宣告刑は正犯より重くてもよい（教唆・幫助とも）。